

◎新潟県告示第879号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、令和6年9月1日から実施する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(公金の口座区分)</p> <p>第4条 事務集中店における県預金の受入れ又は払出しの口座区分は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 歳入金及び歳出金。ただし、歳入金にあつては、県税徴収金、高等学校授業料等収入金、県税徴収金及び高等学校授業料等収入金以外の収入金</p> <p>(4) (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 削除</p> <p>第37条から第41条まで 削除</p>	<p>(公金の口座区分)</p> <p>第4条 事務集中店における県預金の受入れ又は払出しの口座区分は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 歳入金及び歳出金。ただし、歳入金にあつては、県税徴収金、高等学校授業料等収入金、<u>県税徴収金及び高等学校授業料等収入金以外の収入金並びに証紙収入</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 証紙等の取扱い</p> <p style="text-align: center;">(証紙等の請求)</p> <p>第37条 <u>総括店は、会計管理者に対し別記第8号様式による証紙等請求書により証紙及び始動標札（以下「証紙等」という。）を請求し、交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>総括店は、前項の規定により証紙等の交付を受けたときは、別記第9号様式による証紙等受領書を会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(事務集中店等に対する証紙等の交付)</p> <p>第38条 <u>総括店は、前条第1項の規定により交付を受けた証紙等を、指定金融機関及び指定代理金融機関にあつては事務集中店、収納代理金融機関にあつては会計管理者が指定した事務取りまとめ店（以下「事務取りまとめ店」という。）に対しこれらの請求により交付するものとする。</u></p>

(証紙等による収納)

第39条 指定金融機関等のうち新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第5条第1項に規定する店舗（以下「証紙取扱店」という。）は、同条例第5条第2項に規定する証紙の指定売りさばき人又は新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第64条第3項に規定する証紙代金収納計器取扱者に対し証紙等を売りさばくときは、新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）別記第6号様式による証紙買受申請書又は新潟県県税規則別記第88号様式による始動票札買受申請書（以下「証紙等買受申請書」という。）を提出させなければならない。

2 証紙取扱店は、前項の規定により証紙等を売りさばいたときは、証紙等買受申請書の所定の欄に証明しなければならない。

(証紙の常備)

第40条 証紙取扱店は、売りさばきに支障のないように証紙を常備しておかなければならない。

(汚損証紙の回収)

第41条 証紙取扱店は、証紙を汚損したときは、自店に係る事務集中店又は事務取りまとめ店に送付しなければならない。

2 総括店は、毎年度半期ごとに汚損した証紙を事務集中店及び事務取りまとめ店から回収し、別記第10号様式による汚損証紙等報告書を添えて、これを一括して会計管理者に返戻しなければならない。

(報告書の提出)

第43条 総括店、事務集中店、取りまとめ店（県税徴収金等の収納の事務に係るものに限る。）及び事務取りまとめ店は、公金の収納又は支払及び県預金の受け払いに関して別表第5に定めるところにより報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書のうち受払日計表、受払月計表、証紙等受払月計表、証紙等受払決算表及び1年経過小切手等支払未済額報告書は、指定金融機関の事務集中店において総括表を作成して提出しなければならない。

(報告書の提出)

第43条 事務集中店及び取りまとめ店（県税徴収金等の収納の事務に係るものに限る。）は、公金の収納又は支払及び県預金の受け払いに関して別表第5に定めるところにより報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書のうち受払日計表、受払月計表及び1年経過小切手等支払未済額報告書は、指定金融機関の事務集中店において総括表を作成して提出しなければならない。

別表第1（第16条関係）

指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)
(略)			(略)

別表第1（第16条関係）

指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)
(略)			(略)
指定代理金融	証紙等によ	新潟県収	

指定金融機関及び指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗を除く店舗	(略)	(略)

(略)

別表第3 (第27条関係)

(1) 県税徴収金以外の収入金に関する書類

(略)	会計管理者に送付する書類		(略)
	名称	様式	
(略)	領収済通知書(県税徴収金外収入)	規則様式第44号 規則様式第49号の3 <u>規則様式第56号の2</u>	(略)
(略)	(略)		(略)

(略)

(2) (略)

別表第4 (第42条関係)

事務集中店において設備する帳簿

名称	様式
(略)	
(略)	

別表第5 (第43条関係)

機関のうち別に掲げる店舗及び収納代理金融機関のうち証紙取扱店	る収入金	納金払込書
指定金融機関及び指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗を除く店舗	(略)	(略)
	指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗及び収納代理金融機関のうち証紙取扱店から送付を受けた証紙等による収入金	
	証紙等による収入金	

(略)

別表第3 (第27条関係)

(1) 県税徴収金以外の収入金に関する書類

(略)	会計管理者に送付する書類		(略)
	名称	様式	
(略)	領収済通知書(県税徴収金外収入)	規則様式第44号 規則様式第49号の3	(略)
(略)	(略)		(略)

(略)

(2) (略)

別表第4 (第42条関係)

1 事務集中店において設備する帳簿

名称	様式
(略)	
証紙等受払簿	別記第14号様式
(略)	

2 証紙取扱店において設備する帳簿

名称	様式
証紙等受払簿	別記第14号様式

別表第5 (第43条関係)

1 総括店が提出する報告書

名称	様式	部数	提出先	提出期限

1 事務集中店が提出する報告書

名 称	様 式	部数	提出先	提出期限
(略)				
(略)				

2 取りまとめ店が提出する報告書
(略)

第6号様式 (略)

第7号様式から第10号様式まで 削除

第11号様式 (略)

第12号様式から14号様式まで 削除

汚損証紙等報告書	別記第10号様式	1	会計管理者	2月又は8月の翌月15日
----------	----------	---	-------	--------------

2 事務集中店が提出する報告書

名 称	様 式	部数	提出先	提出期限
(略)				
証紙等受払月計表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌月10日
証紙等受払決算表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌年度4月10日
(略)				

3 取りまとめ店が提出する報告書
(略)

4 事務取りまとめ店が提出する報告書

名 称	様 式	部数	提出先	提出期限
証紙等受払月計表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌月10日
証紙等受払決算表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌年度4月10日

第6号様式 (略)

第7号様式 削除

第8号様式 (第37条関係)
証紙等請求書
(略)

第9号様式 (第37条関係)
証紙等受領書
(略)

第10号様式 (第41条関係)
汚損証紙等報告書
(略)

第11号様式 (略)

第12号様式及び第13号様式 削除

第14号様式 (第42条関係)
証紙等受払簿

第16号様式（第43条関係）

受払日（月）計表

(略)

歳入 (県税及び授業料以外) (歳入歳出外現金・基金)																				
高等学校 授業料等 収入金	減																			
	増																			

(略)

第20号様式（略）

第21号様式 削除

(略)

第16号様式（第43条関係）

受払日（月）計表

(略)

歳入 (県税・証紙収入金及び授業料以外) (歳入歳出外現金・基金)																				
高等学校 授業料等 収入金	減																			
	増																			
証紙収入	減																			
	増																			

(略)

第20号様式（略）

第21号様式（第43条関係）

証紙等受払月計（決算）表

(略)

附 則

この告示の施行の日前に行った公金の収納又は支払及び県預金の受け払いについては、この告示による改正前の新潟県指定金融機関等事務取扱規程第43条の規定は、なおその効力を有する。